

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

広島県尾道市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金356,400円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年2月5日

(2) 事故発生場所

日野郡江府町大字江尾地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、工事現場から道路に進入した際、一時停止及び左右の安全確認を怠ったため、左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。